

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項									
<観光振興をはじめとした地域活性化>									
21	通訳案内士制度の見直し	報酬を得て通訳案内を業として行う通訳案内士になるには、「通訳案内士試験」に合格して、都道府県に登録する必要があるが、訪日外国人旅行者の急増等を受け、有償ガイドを通訳案内士以外にも認めることについて、早期に検討し、平成22年度中に結論を得た上で、できる限り早期に措置する。	平成22年度検討・結論、できるだけ早期に措置	国土交通省	平成23年度に、外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応するため、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とする通訳案内士法の特例措置を「総合特別区域法」に設けたところであり、地方公共団体に対して総合特別区域制度の活用を働きかけているところ。通訳案内士の特例措置を盛り込んだ札幌市等の総合特別区域計画が認定された。	「総合特別区域法」と同様の特例措置が「沖縄振興特別措置法」及び「福島復興再生特別措置法」に規定された。	△	○本件について国土交通省は「○」を主張。 ○国土交通省においては、通訳案内士法の特例措置を「総合特別区域法」に設けたことで措置済みとの認識であるが、この制度では地域を限ったものであるため、全国的な制度の在り方について、総合特別区域法の運用状況を確認しながら、引き続き検討を行い、できる限り早期に結論を得るべき。 ○通訳案内士のあり方に関する検討会においても、「全国的な制度のあり方については、総合特別区域法の運用状況を確認しながら、引き続き検討を行っていくべきである。」としている。	・総合特別区域法を活用した通訳案内士制度の特例については、地域を限ったものであるため、全国的な制度の在り方について、総合特別区域法の運用状況を確認しながら、引き続き検討を行い、できる限り早期に結論を得るべき。
<国を開く経済戦略>									
25	「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等－医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等－②	・医師の臨床修練制度の活用を促進するため、手続の簡素化や2年間という年限の弾力化を図るとともに国内での診療について、臨床修練目的の場合だけでなく、医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めることについて、制度・運用の見直しを早期に検討し、平成22年度中に結論を得て、できる限り平成23年中に順次所要の措置を講ずる。	平成22年度中検討・結論	厚生労働省	臨床修練の許可申請書の添付書類の簡素化や臨床修練の許可に係る審査期間の短縮等を行うため、平成23年2月10日に外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則(昭和62年厚生省令第47号)の改正等を行い、平成23年4月1日から施行したところ。 また、①手続の簡素化や②2年間という年限の弾力化を図るとともに③国内での診療について、臨床修練目的の場合だけでなく、医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めることについて、平成22年度末に厚生労働省としての制度見直しの方針を取りまとめ、結論を得たところである。 また平成23年12月に開催された社会保障審議会医療部会において、「医療提供体制の改革に関する意見」が取りまとめられ、その中でも臨床修練制度の見直しを行うべき旨が記載されたところ。 厚生労働省としては、今後も広く関係者の御意見を聞きながら、さらに詳細な制度設計を進め、医療サービス提供体制の改革のための法案に併せて法案を提出する。		△	○得られた結論について、所要の制度設計を行い、早期に措置する必要があるため、引き続きフォローする必要がある。	・外国医師等の臨床修練制度の見直しについて、できる限り早期に所要の措置を講ずる。
		・看護師の臨床修練制度についても、医師と同様にその活用を促進するため、手続の簡素化を図ること等について制度・運用の見直しを早期に検討し、平成22年度中に結論を得て、できる限り平成23年中に順次所要の措置を講ずる。			△	同上	同上		

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項									
<都市再生・住宅>									
2	地下鉄等軌道上の市街地再開発事業の推進	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進する観点から、都市再開発法に基づき第一種市街地再開発事業を実施する際に、地下の地下鉄軌道等に区分地上権が設定されている場合についても、全員同意を得ずして権利変換が可能となる方策について早期に検討し、鉄道事業者との調整等を図った上で、平成23年度中に結論を得る。	平成22年度検討開始・平成23年度中に結論	国土交通省	平成22年9月より、鉄道事業者へのヒアリングを実施するなど実態の把握を行うとともに、鉄道事業者等との意見交換を実施した。その結果、各鉄道事業者の意見集約を行うとともに、市街地再開発事業における区分地上権の取扱いについて、どのような方策が最適であるかについて検討を継続することが必要であるとの結論を得た。 平成24年度も、引き続き市街地再開発事業における区分地上権の取扱いについて、諸制度を踏まえ、最適な方策の検討を継続する。		△	平成23年度中に、全員同意を得ずして権利変換が可能となる方策について結論を得ることとされていたが、未だ結論が得られていない。	解決すべき具体的検討課題等とスケジュールを明らかにしつつ、できる限り早期に結論を得るべき。
<環境・エネルギー>									
7	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(事業用電気工作物に係る工事計画届出・審査等の手続の緩和)	電気事業法第48条により、事業用電気工作物の設置または変更の工事であって経済産業省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣に届けなければならず、この規定により500kW以上の太陽光発電設備に関しては工事計画の届出が必要とされているが、工事計画届出・審査等の対象外となる太陽光発電設備の範囲の拡大について、平成22年度中に速やかに安全性の技術的検討を開始する。	平成22年度中に速やかに検討開始	経済産業省	平成22年12月8日に開催した第25回電力安全小委員会において検討を開始し、工事計画届出・審査等の対象外となる太陽光発電設備の範囲の拡大に向けて、安全性についての技術的検討を実施。その結果、2000kW未満までの太陽光発電設備について工事計画届出・使用前安全管理審査等の対象外とする方針を第28回電力安全小委員会(平成24年3月8日開催)に諮り、了承を得たため、電気事業法施行規則の改正を行った。平成24年6月29日公布・施行。		○		
<医療・介護>									
16	訪問看護ステーションの開業要件の緩和(一人開業の解禁)	訪問看護ステーションが適切にサービス提供を行えるよう、現行のサテライト事業所や特例居宅介護サービス費の仕組み、事業形態の在り方等、看護師等の人員基準を含め、訪問看護ステーションの在り方について平成22年度中に検討を行い、結論を得る。	平成22年度中検討・結論	厚生労働省	訪問看護ステーションの開業要件の緩和については、「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日閣議決定)において、「病院、診療所、一定以上の人員を有する訪問看護ステーションと適切に連携を図ることで24時間対応を可能とするなど、サービスの安定的な提供及び安全性の確保に配慮しつつ、一定の要件の下で指定訪問看護事業所の人員基準の見直し(1人又は2人)について検討し、結論を得る。 なお、東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない事業所に対し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認めたとおりであり、人員基準の見直しに当たっては、当該措置の実施状況も踏まえて検討する。<平成23年度検討・結論>」とされたところ。 東日本大震災の被災地の状況を踏まえ、岩手県、宮城県及び福島県について、特例措置の実施を認めている。(H24.9.30までの時限措置)今後、当該措置の実施状況を踏まえて検討する。		△	○「規制・制度に係る追加方針」(平成23年7月22日閣議決定)「訪問看護ステーションの開業要件の見直し」を参照	・「規制・制度に係る追加方針」(平成23年7月22日閣議決定)「訪問看護ステーションの開業要件の見直し」を参照
<国を開く経済戦略>									
30	特定原産地証明の電子発給の容認を含めた利便性の向上	経済連携協定に基づく原産地証明制度の電子化に関し、経済産業大臣の指定発給機関である日本商工会議所にしか発給及び印刷が認められていない特定原産地証明書の申請者側(輸出業者)での印刷を含めた利便性の向上策につき、産業界等の意見を踏まえ、平成22年度中に検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	経済産業省	特定原産地証明書システムの利便性の向上については、原産地証明制度改革検討会において産業界等とも議論を行い、当面は平成22年度補正予算による「原産地証明書情報の電子的提供事業」を実施することとし、平成24年3月に、当該事業に必要なシステムを開発・整備したところ。また、経済連携協定の対象国当局に対し、「原産地証明書情報の電子的提供事業」について逐次説明し、合意に至ったペルー、メキシコで利用が開始されることとなっている。 引き続き、同事業及び協定・交渉相手国との交渉・調整状況を踏まえて、更なる利便性向上の方策について検討していく。		△	○検討結果である「原産地証明書情報の電子的提供事業」の実施について、引き続きフォローする必要がある。	

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
<保育その他>									
36	行政データベースの民間における利用・活用	統計法に規定される事業所母集団データベースの民間における情報の利用・活用に関し、対象とする情報の範囲等について早急に検討を開始し、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	総務省	各省会議の開催、有識者や民間企業からの意見聴取、諸外国の状況の把握などにより検討を行った結果、調査票情報を中心とする事業所母集団データベースの民間利用には多くの懸念があるとの方向。他方、「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日政府・与党社会保障検討本部決定)において、法人番号とともに、名称・所在地といった法人の情報が広く一般に公開され、官民を問わず利活用されることが決定された。		◇	○「閣議決定を受けて、検討や論点整理が行われたが、結論として当面は特段の措置は行わないとされたもの」に分類するのが適切と考える。	
37	公的個人認証サービスの民間事業者への利用拡大	公的個人認証サービスについて、民間事業者がオンラインでリアルタイムに本人の認証・確認ができる仕組みを整備することについて、平成22年度から検討を開始する。	平成22年度検討開始	総務省 内閣官房	(総務省、内閣官房) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」(平成24年2月14日閣議決定)のうち、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正案において、民間事業者の窓口等で電子的に本人確認を行うため署名検証者を民間事業者に拡大するための措置を講じている。		△	○法律施行までフォローする必要がある。	